

長野県行政機構審議会（第1回）議事録

- 開催日時 平成27年6月8日（月）午後2時～
- 開催場所 県庁 3階 特別会議室
- 出席委員 伊藤委員 大石委員 大槻委員 岡田委員 織委員 腰原委員 才川委員
清水委員 中條委員 中山委員 樋口委員 三木委員 山田委員
- 県出席者 阿部知事 原山総務部長 井出行政改革課長ほか

1 開 会

（事務局）

それでは、定刻でございます。ただいまから、第1回「長野県行政機構審議会」を開会いたします。私、当審議会の事務局を務めます、県総務部行政改革課の出川広昭と申します。会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、本日はおおむね4時をめどに終了とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本審議会の委員の委嘱について、ご報告いたします。本日お集まりの皆様を初め15名の方に、本日付で行政機構審議会の委員を委嘱申し上げます。お手元に委嘱状を差し上げておりますので、よろしく願いいたします。

なお、北村正博委員様、それから山浦愛幸委員様、本日、ご欠席であります。よろしく願いいたします。

それでは最初に知事からごあいさつ申し上げます。

2 知事あいさつ

（阿部知事）

それでは、改めましてこんにちは。行政機構審議会、第1回目の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。まず、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、委員へのご就任お引き受けをいただきまして、大変ありがとうございます。また、今日もご参集いただきましたこと、感謝を申し上げたいというふうに思います。

後ほど、この行政機構審議会でご検討いただく事項につきまして、私のほうから諮問をさせていただき予定になっておりますけれども、少しあいさつ方々、私の問題意識をお話ししたいと思います。長野県政、大きな枠組みで申し上げれば、平成25年度にスタートした「しあわせ信州創造プラン」で、さまざまな分野の取組を進めてきているところであります。ちょうど、今、平成27年度ということで、県の総合5か年計画としては折り返しのところになってきているわけでもありますけれども、これ、全国的に地方創生ということが

大きなテーマになる中で、県としても、この人口減少化の中で活力ある地域、そして安心して暮らせる地域をどうつくるか。そしてこの人口減少に一定程度歯止めをどうかけていくかということについて、今、検討しているところであります。それは地方創生の総合戦略という形で取りまとめていきたいというふうに思っておりますけれども。

県の行政は、そういう、その時々時代の变化に敏感に対応して取り組んでいかなければいけないという部分がございます。特に昨今は、ベーシックな部分もちろん重要でありますけれども、どれだけアンテナを高く張って時代の变化に敏感に即応していくかという、ある意味、即応性、機動性というものが、かつての行政に比べると求められてきている部分が大きいというふうに思っています。

県の組織、大きく分けて本庁組織と現地機関の組織がありますけれども。本庁組織については、昨年度から改正をして一定の見直しをさせていただきました。企画振興部の設置、あるいは県民文化部の設置、産業労働部の設置ということで、いずれも新しい課題にしっかり向き合おう、あるいは横断的な課題にしっかり向き合っていくと、そういう問題意識で改正をさせていただきましたし、またあわせて、昨年度から担当部長というポストを設けて、これも単純に何とか部だけではおさまらないようなテーマであるとか、特に部長とは別にしっかり責任を持って担当してもらう必要があるようなものについて、担当部長を設けて対応するという仕組みもつくらせていただいたところであります。

今回、皆様方にご検討いただきたいと思っておりますのは、私どもの現地機関であります。また詳しくは後ほどご説明させていただくこととなりますけれども、私とすれば、本庁と現地機関、しっかり連携する中で、県民の皆様方の期待に応えることができる県政にしていかなければいけないというふうに考えております。私は、常々、県職員には「共感」と「対話」の県政というふうに申し上げています。「共感」と「対話」、県民の皆様方の声を聞くという一方通行だけではなくて、私たち行政の考え方もしっかり伝える中で対話をしていく。そのことによって、県民の皆様方と問題意識を共有して、そして同じ方向を向きつつ、一緒に協働して県政を進めていきたいというふうに思っています。そういう意味で、県民に接する機会が多いのは、この本庁よりはむしろ、県の場合で言えば現地機関であります。現地機関の職員が県民の皆様方の声をどうしっかり把握して、あるいは私ども県の組織の考え方をどうしっかり伝えることができるかということが、今申し上げた「共感」と「対話」の県政を進める上では非常に重要な話だというふうに思っています。

いわゆるピラミッド型の行政組織、あるいは昔ながらの、国があって、県があって、市町村がありますというような行政組織だと、どうしても現地機関は、何というか、末端組織みたいな位置づけになりがちですが、昔の行政は多分それでもよかったのかもしれませんが、先ほど申し上げたように、私はやはり、世の中の動きを敏感に察知して行動する県政にしなければいけないと思っています。それには、もちろん国等の動きもありますが、一番重要なのは、県民の皆様方が何を考え、どんな行動をされ、どういうことを県に期待しているか、そういうことをしっかり把握して動いていくことができなけれ

ば、地方自治体としては失格の烙印を押されてもいたし方ないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、この現地機関については、ぜひ、これは私の立場からすると、私、県知事としての目であり、耳であり、口であり、いろいろな役割を担ってもらっているのが現地機関であります。そういう極めて重要な役割をどう発揮をしてもらうことができる組織になるかという観点を、ぜひ、私自身もしっかり持って考えていきたいというふうに思っておりますし、皆様方にも共有をしていただければありがたいというふうに思います。

また、本庁の見直しのときは、先ほど申し上げたように、横断的な観点、縦割りをできるだけ補完できるような動き方という組織を念頭に置いて考えたわけであります。どうしても、今でも、国から補助金が来たりとかする中で、一定程度縦割りの動き方をせざるを得ない部分が正直あります。それを全くゼロにするということは、現実的ではないのかもしれないかもしれませんが。しかしながら、今以上に、県民の皆様方の思いをしっかり受けとめるためには、何とか部だとか、A部、B部、C部と、それぞれ分割して県民の声を聞く、あるいは県民に伝えるのではなくて、やっぱり総合的に県民の皆様方の思いを把握して対応していくという総合力、あるいは横断的な対応ということが極めて重要だというふうに思っています。本庁のみならず現地機関においても、私はそういう視点が極めて重要ではないかというふうに思っております。ぜひこうした点についても、皆様方の中でご審議、ご議論いただければありがたいなと思います。

今回、現地機関の中で、特に試験研究機関のあり方ということも重要なテーマだというふうに思っています。今、先ほど申し上げましたような地方創生が大きなテーマになる中で、これからの将来の雇用の場をどう確保していくか、あるいはつくり出していくか、産業をどう振興していくかということが、大変重要だというふうに思っております。行政が産業振興において、全てのことを行うことはできないわけでありましてけれども、しかしながら行政としてやらなければいけないことも幾つかあるというふうに思っています。

大きなテーマの一つは、やはり人材育成、教育だというふうに思いますが。もう一つはやはり、産業を発展させる上でのこの試験研究機関、研究・開発をどう応援していくかということも、行政として産業振興に対して果たすべき極めて重要なテーマだというふうに思っておりますし、また、単に産業振興にとどまらず、長野県の発展を考えていく上で、先ほど申し上げたように、試験研究機関自体も、それぞれの狭い縦割りの視点を廃して、広い視野で試験研究に取り組んでいくということが大変重要ではないかというふうに思っております。そういう意味で、これからの長野県政にとって現地機関、あるいは現地機関の一部であります試験研究機関のあり方というのは、大変大きな意味合いを持っているというふうに思っております。

どうか皆様方には、忌憚のない率直な議論を行っていただく中で、この現地機関の組織体制を中心とした県の行政組織のあり方、行政機構のあり方について、未来の長野県にふさわしい、そして県民の期待に応えることができる方向づけをしていただければ、大変あ

りがたいというふうに思っております。これから皆様方には大変お時間を割いていただき、この議論をしていただくこととなりますので、重ねて私からはご就任いただきましたことに感謝を申し上げて、冒頭のあいさつといたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、委員の皆様より自己紹介をいただきたいと思っております。お手元にお配りしてございます名簿の順番に従いまして、伊藤委員様から順番にお願いいたします。

(伊藤委員)

皆さん、こんにちは。下伊那郡、一番南の端でございますけれども、そこからまいりました下條村長の伊藤でございます。町村会の関係でおまえ出ろということで出席させていただいたわけでございます。どうぞよろしく申し上げます。

(大石委員)

南信、上伊那郡宮田村から参加させていただいております、長野県宅労所・グループホーム連絡会の副理事長をやっております大石と申します。主に高齢者介護、障がい者福祉、子どもの支援等々を行わせていただいている団体からまいっております。よろしく願いいたします。

(大槻委員)

長野県農業協同組合中央会会長の大槻憲雄でございます。どうかひとつよろしく願いいたします。

(岡田委員)

皆さん、こんにちは。長野県医師会の副会長の岡田でございます。長野市でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(織委員)

弁護士の織英子と申します。上田市からまいりました。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

(腰原委員)

長野県社協の会長の腰原でございます。住まいは大町であります。大町といっても、もう1時間もかからずに来られるようになりました。どうぞよろしく願いいたします。

(才川委員)

こんにちは、長野県消費者団体連絡協議会で副会長をしております才川と申します。今日は小諸市のほうから参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(清水委員)

佐久大学で助産師の養成をしております清水と言います。よろしくお願いいたします。

(中條委員)

こんにちは。一般社団法人長野県連合婦人会の会長をしております中條智子です。よろしくお願いいたします。

(中山委員)

どうも皆さん、こんにちは。連合長野の中山でございます。働く者の代表として出させていただきます。よろしくお願いいたします。

(樋口委員)

信州大学の樋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(三木委員)

長野県市長会の会長で須坂市長を務めております三木正夫です。よろしくお願いいたします。

(山田委員)

長野県NPOセンター代表理事の山田千代子でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。委員の皆様、お手元のお水なんですけれども、ちょっと午後、暑くなってまいりましたので、ぜひご利用くださいませ、お願いします。

次に長野県側の出席者をご紹介します。阿部知事のほか、事務局を担当いたします原山隆一総務部長。

(原山総務部長)

原山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

総務部行政改革課の井出英治課長。

(井出行政改革課長)

井出です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

あと、それから行政改革課の職員になります。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 会長の選出について

(事務局)

続きまして、会長の選出をお願いいたします。本審議会の会長につきましては、「長野県行政機構審議会条例」第5条の規定によりまして、委員の互選により選出することとされてございます。会長の選出について、ご意見がある方がいらっしゃいましたらご発言願います。お願いいたします。

(大槻委員)

長野中央会の大槻でございます。私から少し提案させていただきたいと思いますが、先ほど知事さんのお話の内容の中で、現地機関の役割や機能を考えるということが、お話があったわけですが。そうなりますと、大変、対象になる分野が多岐にわたるといふことかというように思いますので、そういう中で、現在、総合計画審議会の委員も務められ、県の多様な施策の方向性などもご承知されております、信州大学名誉教授の樋口委員さんをお願いしたらどうかというように、私のほうから提案させていただきますが、よろしくお願いいたしますと思います。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま大槻委員様から、樋口委員様を会長をお願いしたらいかがとご提案がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ありがとうございます。それでは、樋口委員様に会長をお願いすることに決定いたしました。樋口委員様には、お手数ですが、会長席に移動をお願いいたします。

それでは、樋口会長様から一言ごあいさつをいただきます。お願いいたします。

(樋口会長)

樋口でございます。ただいま、皆様、ご推薦いただきまして、ありがとうございます。確かに私、県政にはいろいろお手伝いもさせていただいておりますので、多岐にわたると

いうところでは、いろいろお手伝いできるかなと、経験も生かせるかなというふうに思いますので、微力ではございますけれども、何とか会長の職責を果たしたいというふうに思っております。

一言ごあいさつ申し上げたいと思いますけれども、今、知事からもお話がありましたけれども、「しあわせ信州創造プラン」、25年から29年ということで、ちょうどその中間に当たるといってございまして。今回は、当審議会におきましては、県の現地機関につきまして、そのあり方を考えていくということでございます。私も大学におきまして、常日ごろから、現場の問題が非常に大事だということを学生にも言っておりますし、こういった機会にも皆様にもお願いしているところであります。

私、たまたま県の仕事で消費者問題についてもいろいろお手伝いする機会がありましたけれども、やはり現場というものをしっかり見なければ、その一つの行政の方向もそうですし、さまざまな支援策とか、そういったものも、実態に即したものを考えていかなければいけないということだと思います。そういう意味で、今回、県のほうで現地機関を見直しをして、サービスのあり方全体を考えていくということは、大変時宜を得たものではないかというふうに私自身考えております。

ぜひ、今回、委員の皆様から、それぞれのお立場からご意見をいただきまして、長野県全体にとって実りのある成果をまとめることができるといふふうに考えております。簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

(事務局)

続きまして、会長代理の選出をお願いします。会長代理につきましては、条例第5条の規定によりまして、あらかじめ会長が指名することとなっております。それでは、樋口会長様、指名をお願いします。

(樋口会長)

それでは、会長代理には、県経営者協会の会長を務められて、八十二銀行の取締役会長もされております、組織運営にも豊富な経験と知見をお持ちの山浦委員にお願いしたいと思います。ただ、本日、山浦委員はご欠席ということでございまして、後日、ご就任をお願いしたいと思いますというふうに思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

(2) 諮問

(事務局)

それでは、審議会条例第2条に基づき、知事から諮問を行います。

(阿部知事)

それでは、私から諮問をさせていただきたいと思います。

長野県行政機構審議会会長様、長野県知事阿部守一。現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方について（諮問）。

人口減少社会の到来や経済の成熟化など、時代の大きな転換点を迎える中、本県では、平成25年に総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）を策定し、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けて取り組むため、平成26年4月に本庁部局の組織体制を中心とした組織の見直しを行いました。

現在、県では、地方創生のフロントランナーとなるべく、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けた施策の具体化を進めています。

こうした中、県の現地機関には、「しあわせ信州創造プラン」や地方創生を推進するに当たり、地域が抱えるさまざまな課題への主体的かつ総合的な取組や、県土が広く、市町村数や小規模町村が多いという本県の特徴を踏まえた効果的な市町村支援や住民の利便性への配慮などがこれまで以上に求められています。

その一方で、限られた財源の中で、時代の変化に対応し、必要な機能を発揮するため、現地機関の組織の効率化を図っていくことも重要な課題となっています。

また、県の試験研究機関についても、本県の特徴ある産業振興に貢献し、地域経済を活性化していくために、機能や連携を強化していく必要があります。

ついては、現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方について、長野県行政機構審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。ここで、知事、所用のため、退席させていただきたいと思えます。

(阿部知事)

すみません、失礼いたします。また、いろいろ皆様方の議論もお聞きしたいと思いますし、また皆様方と、直接、対話するような機会もつくればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。これ以降の議事につきましては、審議会条例第6条に基づきまして、樋口会長様にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(樋口会長)

それでは、これより私が議事進行させていただきます。実り多い審議ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、本行政機構審議会の会議の公開に関してでございますが、事前に委員の皆様には事務局より連絡をさせていただきましたように、公開により行うことといたしますので、ご報告させていただきます。

また、本委員会における発言につきましては、県のホームページ上で公開を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいというふうに思います。

(3) 長野県行政・財政改革方針等について

(樋口会長)

それでは審議に入ります。お手元に配付しておりますように、本審議会に対する諮問事項は、「県の行政機構のあり方について」でございます。会議次第に沿って、事務局から提出されている資料につきまして、順次説明をお願いします。まず、議事の(3)長野県行政・財政改革方針等についてお願いいたします。

委員の皆様、ちょっと暑くなってきたようでございますので、これからまた夏の会議もございますが、上着をとられる方はもう上着をとっていただいとということ、この議事を進めさせていただければというふうに思います。私自身もちょっと暑いなというように思っていますので、それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

(井出行政改革課長)

行政改革課長です。それでは私のほうから資料1の関係の説明をさせていただきますと思います。資料1は、県政を進めていく上で基本となる方針や計画として3点をご説明させていただきますというふうに思います。

まず資料1-1でございます。行政・財政改革方針ということでございます。これまで当たり前のこととして扱ってきました行政経営理念、これを明確に掲げまして、組織の使命、目指す姿、そしてそれを実現するための行動指針としまして、バリューというところにありますが、県民起点、協働など7つのバリューを意識して県政を進めております。

下のほう、第1のIのところ、必要性ということで記載されておりますように、質の高い県民サービスを提供できるよう、この方針に沿った具体的な改革を進めているところでございます。

2枚ほどめくっていただいて4ページをごらんいただきたいと思っております。4ページ、5の(1)のところ、本庁組織の見直しということで、先ほど知事からも申し上げましたとおり、26年4月に、企画振興部、県民文化部などの新設を行いました。今回は、この(2)

の現地機関の見直しをこれから進めていこうとしているものでございます。

次に資料1-2のほうをごらんいただきたいと思います。1-2は「しあわせ信州創造プラン」でございます。25年から29年までの5年間の計画でございます。今年は折り返し点の3年目に当たります。2ページ目をごらんいただきたいと思います。計画全体の目次のページになりますけれども、2ページ目の下半分にありますように、「貢献」と「自立」以下3つの基本方針に基づいて、3ページ目でございます9つのプロジェクト、3ページ目の左半分側に、方針3つに基づいて1から9までの9つのプロジェクトがあるわけですが、これを部局横断で進めております。

計画初年度の25年度の状況では、各プロジェクトで43ほど目標数値を掲げているんですが、約3分の2が、順調あるいはおおむね順調に推移しておりますが、課題が残っているものもでございます。

資料1-3のほうをごらんいただければと思います。資料1-3は、今年度中に策定する予定の「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」について、今年の2月の時点で中間取りまとめをまとめたものでございます。長野県の人口は、2040年までに48万人減少するという見込みが発表されております。急激な人口減少に歯止めをかけつつ、地域や経済の活力を維持・向上させていくことが課題となっております。

2ページ目、ごらんいただきたいと思います。2ページ目に記載の「人生を楽しむことができる県づくり」以下5つの基本的視点に基づいて検討を進めておりまして、3ページ目にあります人口の自然減の抑制策、4ページ目のほうは社会増への転換、現在は社会減の状況にあるわけですが、社会増への転換。そして5ページ目、地域の資源や人材を活かした仕事と収入の確保策、そして6ページ目で、人口が減少する中で地域の活力を確保していくという4つを検討しております。これまでの発想の枠にとどまらない政策づくりを進めようとしているところでございます。

こうした取組の具体化に当たっては、地域ごとの実情、特性に応じた対応が必要でございまして、市町村と県の現地機関の役割が大きくなっていくわけでございます。今回、現地機関のあり方について検討を進めていく上で、連動してくる部分があるということで説明をさせていただきました。資料1の関係の説明は以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明のございました、長野県行政・財政改革方針等につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、先に進めてまいります。もし、この場所についてのご質問が後から出てきた場合には、適宜、ご質問いただいとということにしたいと思っております。

(4) 長野県行政機構審議会等の審議日程について

(樋口会長)

では、次に議事の(4)でございますが、長野県行政機構審議会等の審議日程についての事務局からの説明をお願いいたします。

(井出行政改革課長)

それでは資料2のほうをごらんいただきたいと思います。1枚紙でございます。左側が行政機構審議会の審議日程ということで、今年度は5回程度の審議をお願いしたいというふうに思っております。3回目、9月ごろには現地での調査・意見聴取の機会も持てればというふうに思っております。4回目、11月頃には、そこまでの議論を中間的にまとめていただきまして、その内容にもよりますが、実施可能なものは、右側の列、県議会、庁内検討等の28年4月のところに黒く表示しておりますが、実施可能なものは28年4月に組織改正をしていきたいと思っております。

行政機構審議会の審議自体は、28年度にかけて、1年程度かけて実施をしていきたいというふうに思っております。最終的な答申をいただきましたところで、右側、11月県議会というところに必要な条例改正というふうにご書いてございますが、県の現地機関を見直し・改正をしていく場合に、現地機関自身を設置・統廃合するというようなことになりますと、条例改正が必要になってくるということも想定されます。その場合にはこういった日程で条例改正を県議会にお願いし、県民の皆さんに周知する期間を経て、29年の4月に組織改正を実施していくという日程を考えているところでございます。説明は以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいまご説明のありました審議会の審議日程等につきましては、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。私のほうから一つ、ちょっとお伺いしたいんですが、現地調査・意見聴取というのが3回目に入っていますが、これはもうある程度どこに行って調査するとか、そういうことは決まっているのでしょうか、それともまだこれから議論されるのでしょうか。

(井出行政改革課長)

今のところまだ決まっておらずで、審議の進展の状況などによりまして、どういったところを調査するのがいいかということ、また検討させていただきたいと思っております。皆さんからもご意見いただければありがたいというふうに思っております。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかに何か、よろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

(腰原委員)

腰原でございます。この審議日程についてですけれども、平成28年の当初の組織改正、実施可能なもの、29年の4月からの組織改正と、2つ記してありますけれども。原則的には2カ年かけて改正していくという認識でよろしいんですか。それともある程度、皆さん方として、腹案があるのならば、こういう部分は急ぎたいというようなあれがあれば、言いつらいかと思えますけれども、その辺をちょっと聞きたいと思えます。

(井出行政改革課長)

例えば試験研究機関の連携を深めていこうとか、そういった事務所を設置し直すというようなことがなくても実施できるようなものについては、なるべく早く実施していきたいというふうに思っております。これからまた資料3以下で説明をさせていただきますが、現在、置かれている現地機関を、設置をやり直すというようなこととなりますと、条例改正ですとか、周知期間といったことも必要になってまいりますので、28年4月ということではなかなか難しい、29年4月を改正の時期ということで、それに向かって、この審議会でも審議をお願いしていくという部分が大きな部分になってくるということかと思っております。

(腰原委員)

ありがとうございました。

(樋口会長)

ほかに何か、委員の方からご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではまた、この部分につきましても、後ほど資料説明等の後で、もしご疑問がありましたら振り返っていただくといたします。

(5) 長野県の行政組織等の現状について

(6) 現地機関の機能・役割等の検討にあたっての主な論点について

(樋口会長)

次の議題、議事に入りたいと思えますが、議事の(5)長野県の行政組織等の現状について、(6)長野県の機能・役割等の検討にあたっての主な論点についてを、あわせて事務局からご説明をお願いいたします。

(井出行政改革課長)

それでは資料3と4をあわせて説明をさせていただきます。分量的にもここが一番多いところでございます、本日の説明のメインのところでございます。若干、時間が長くな

るかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

まず資料3-1、表・裏になっておりますけれども、これ、長野県の組織を、本庁と現地機関、全部が見られるように、で、本庁の課ごとに、それぞれの課で主にどんなことをやっているのかということ、1行ずつ簡潔に記載させていただいたものでございます。またごらんいただければと思えます。

資料3-2、こちらのほうは、3枚にわたっているんですけれども、長野県の組織機構図ということで、その本庁の課と現地機関と、それぞれ現地機関の事務所のつながりとかですね、そういったことを組織図の形にさせていただいたものでございます。こちらもまたごらんいただければと思えます。

資料3-3、ごらんいただきたいと思えます。ちょっと小さい字で恐縮ですけれども、資料3-3、少し説明をさせていただきたいと思っております。上の段が本庁でございまして、知事部局の関係で、上の段の右の真ん中辺ですね、1,302というふうに書いてあります。知事部局計、本庁だと1,302人の職員数で仕事をしているということでございます。下半分の表が現地機関の関係になります。こちらは人数としては3,446、右下、下から2番目の数字ですね。現地機関の知事部局関係の職員数は3,446、全体で4,748ということでございまして。ごらんいただくとわかるように、現地のほうが本庁の倍以上の職員数で仕事をしている。県の仕事、大部分は現地機関の職員によって行われているということがわかると思えます。

現地機関の中でも、左から2列目、企画振興部の現地機関として、松本空港管理事務所7人の下に、地方事務所1,024人ということで書いてあります。10カ所に地方事務所がありますが、10カ所合計で1,024人ございまして、これが長野県の現地機関としては一番大きいボリュームのあるところ。それから真ん中やや左側、健康福祉部の現地機関としまして、健康福祉部の列の真ん中辺、下のほうを見ていただきますと、保健福祉事務所409というのがございます。こちら保健所と福祉をやる仕事をあわせた事務所として、保健福祉事務所として、こちらも10カ所あるんですが、409人、職員がおります。ずっと右のほうに見ていただきますと、建設部の関係の現地機関で建設事務所594というのがございます。

今申し上げました地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所、この3つが規模の大きい事務所ございまして、県のほうでは、これ、3所というふうに、3つの所で3所というふうに呼ぶようなこともございます。3所合わせますと約2,000人の職員が働いておりまして、本庁1,300人と比べますと、3所だけで2,000人ですので、1.5倍以上の職員が3所で働いているということでございます。今回、現地機関の見直しということで、地方事務所を初めとした現地機関の見直しをしようというときに、ボリューム的にはこの3所の2,000人分の仕事、これをどんなふうにしていくのかということが、一番大きなボリュームになってくるというふうになるかと思えます。

3-3の資料を1枚めくっていただきますと、現地機関の内訳という縦長の表が出てま

あります。ちょっと細かな表になってしまって恐縮ですが、左上のほうに地方事務所、10の地方事務所があるんですが、これを課ごとに職員数を一覧表にしたものが左上のほうにございます。課がこれだけございまして、それぞれの所ごとの職員数なんですけれども、長野や松本の職員数が多いのは、当然、人口も多いですし、さまざまな行政の対象になるものが多いということです。

例えば林務課というのが真ん中あたりにありますが、林務課の職員数を見ていただきますと、下伊那の36人というのが一番多くて、松本や長野よりもたくさん職員がいると。これは森林面積も広く、治山・林道の仕事もたくさんあるということで、多くの職員がいるわけでございます。

一番右側の建築課というところを見ていただきますと、佐久が8人で一番多く、松本や長野よりも多くなっております。こちらは、建築確認の仕事を長野や松本の場合には市が実施しているわけですが、佐久地域では県が地域全体の建築確認をやっている。別荘建設の多い軽井沢の建築確認などを含めまして県が対応しているということで、こういった人数になっております。そういった地域ごとの特性に応じて職員にめり張りをつけながら配置をして、地方事務所の仕事をしているという状況でございます。

その右側、1列、保健福祉事務所がございまして、こちらは、松本が64人で一番大きくなっておりまして、長野よりも人数が多いんですけれども。これは、長野市が市の区域には市の保健所を設置している関係で、その区域の保健所の仕事をしていないため、こういった状況になっております。県の長野保健福祉事務所は、長野市以外の、須坂市、千曲市や、あるいは周辺の町村の分の仕事をしている。福祉の関係は、県でやっている部分もございまして、そういった関係でこういった状況になっております。

下のほうの真ん中やや下に建設事務所の関係、それから建設事務所に、付置と申しまして、追加で一緒に仕事をしているような事務所があるんですけれども、建設事務所の人数を一覧表にしてございます。こちら、見ていただきますと、飯田72というのが一番人数の多い事務所になります。長野や松本よりも、道路事業等でたくさん仕事をしているということでございまして。道路延長も長く、また道路改良率が低いということで、非常に仕事が多いという状況になっております。一番人数の少ない建設事務所は、付置の事務所を除きまして建設事務所というところでは、千曲建設事務所の26ということでございます。

次に資料3-4、8ページからになります。こちらは、それぞれの事務所の所在地を地図の上に落としたものでございます。またごらんいただければありがたいと思います。

12ページ、資料3-5をごらんいただければと思います。資料3-5は、長野県の職員数はこれまでどんなふうに推移してきたのかということを表にさせていただいたものでございます。実は高度成長期以来、地方自治体の仕事というのはどんどん増えてまいりまして、職員数もある時期までずっと増えてきておりました。平成5年が、長野県の場合、職員数のピークでございまして、平成5年から、さまざまな行革の努力や制度改正等に伴って、職員数が減少に転じております。

合計という欄でごらんいただきたいんですけども、平成5年に、教育や警察を含めまして31,376人、県が給料を払っている公務員がいたわけですけども。ずっと右側へ見ていただきますと、平成26年の時点で26,762人、約85%というところまで減ってきている。教育の関係は子どもの数によりますし、警察の関係は全国的な警察官の数を国のほうで決めてくるというような事情がありまして、一番上の一般行政部門というところが、ほぼ知事部局のことなんですけれども、ここだけで見ますと、平成5年と平成26年を比べますと、一番右上の数字ですが、75.5%、約4分の3の職員数になってきていると。

それからその下の病院部門というのは、これは県立病院のことなんですけれども、こども病院の設置等で増えてきたわけですが、平成20年が1,114だったのが、その後はゼロになっておりますけれども。これは、独立行政法人という経営形態に移行いたしまして、県立病院の職員の方が県職員の身分ではない形の運営をする形態に移行したため、こういったゼロになるということでございます。

下のほうの棒グラフでごらんいただければ、イメージがつかめるかと思えます。一番黒い色が一番上の一般行政部門、ほぼ知事部局の仕事と同じですが、これがずっと減ってきている状況。それから灰色が病院でございます。一定のところまで、平成20年まで少しずつ増えてきたのが、今日はゼロになっているということがおわかりいただけるかと思えます。

次に資料3-6でございます。こちらは、これまでさまざまな現地機関の見直し、行政改革に取り組んできたわけですが、その歴史を整理させていただいたものでございます。主なものとしましては、2の第2次行革の組織改正というところをごらんいただきたいんですが、現地機関の統合で、地方事務所、昭和61年、15から12へ。同じく地方事務所、平成元年、12から10へというふうに記載してございます。昭和の終わりまで地方事務所は15あったわけですけども、これを現在の10の体制にしたのがこの時期でございます。

第3次行革、真ん中辺のところですが、これをごらんいただきたいと思えます。同じく組織改正のところ、現地機関統廃合というところで、保健所、平成9年に17所を10所にいたしました。その後、支所を見直したりしておりますが、保健所の数としましては、17だったものが10にこのときになったということでございます。農業改良普及センターについても、同じときに14所だったものを10所にしております。その後の経緯の関係は、またごらんいただければありがたいと思えます。

17ページ、資料3-7へまいります。資料3-7は、現地機関について、この行政機構審議会が、平成20年度、今から7年前ですが、開催をされまして、当時も現地機関の見直しをお願いして、さまざまな答申をいただき、その後、21年以降、県として答申に沿った形で現地機関の見直しを進めてきている、その状況でございます。

幾つかございまして、上から2つ、一番上が地方事務所の福祉課と保健所の関係ですけども、それまで福祉の関係の仕事は地方事務所でやっていたんですが、保健所と一緒にやるのがよいだろうということで、保健福祉事務所というものを設置いたしましたのが、

前回の審議会の答申に基づいて実施したものでございます。

それから農業改良普及センター、3つ目の欄ですが、当時、10所プラス支所が6あったんですが、支所のうち4つを見直して、10所プラス2支所という体制にいたしました。

次の建設事務所の関係ですが、当時、16の建設事務所がございました。行政機構審議会の答申、真ん中の欄をごらんいただきたいんですが、20年の段階では、審議会から、「将来的には圏域のまとまり等の観点から、基本的には10広域ごとに1所とし、他は維持管理等を行う支所等とすることが適当。災害対応などの地域に安心感を与えていることを考慮すると、一気の再編は難しく、多少時間をかけることも必要」という答申をいただきまして、実際にはその右側にありますように、佐久地域で南佐久と佐久の2つの建設事務所を統合いたしまして佐久建設事務所、中野と飯山の2つの建設事務所を統合いたしまして北信建設事務所を、それぞれ設置するというを行いまして、14の建設事務所という体制にいたしまして、今日に至っているということでございます。

裏側へまいりまして、18ページ、教育事務所の関係ですが、当時、6教育事務所がございまして、これを4の教育事務所に統合いたしました。佐久と上田の教育事務所を統合して東信教育事務所、伊那と飯田の教育事務所を統合して南信教育事務所という体制にしたところでございます。

真ん中辺の農業関係試験場ですが、当時、7試験場ございましたが、こちら、5試験場に統合をいたしました。農業総合試験場と農事試験場を統合して農業試験場に、野菜花き試験場と中信農業試験場を統合いたしまして野菜花き試験場にとという見直し、再編を行ったところでございます。

資料3-8は、県庁あるいは10カ所の合同庁舎から、各市町村の役場までの距離と時間をあらわしたものでございます。一番下のほう、根羽村・天龍村の欄をごらんいただきますと、根羽村のところで2時間45分、天龍村で3時間というふうに書いてあるのが、これが県庁からの時間。その下に根羽村で1時間、天龍村で1時間5分と書いてあるのが、飯田の合同庁舎からの時間ということでございまして。長野県は大変広うございまして、合同庁舎からでも1時間以上、町村役場まで行くのにかかるというような地域もあるということでございます。

次に資料3-9、本日、机の上に置いておいた資料でございますけれども、置かせていただいた資料ですが、試験研究機関の概要でございます。県の試験研究機関、研究所と言っているところ、試験場と言っているところ、センターと言っているところ、それぞれありますが、全部で9つございます。環境部、産業労働部、林務部の関係の試験研究機関は一つずつ、農政部で6の試験場があるということで、全体で9つございます。それぞれ1枚ごとにまとめさせていただいて、概要を説明させていただきたいと思っております。

環境保全研究所、21ページでございまして、こちらは、環境の関係、自然の関係、そして保健衛生の関係を研究する事務所ということで、長野市内の安茂里と飯綱高原のほうに2カ所庁舎がございまして。

次に工業技術総合センター、23ページでございますけれども。こちらは、工業関係のさまざまな試験研究をしております。部門ということで組織が分かれておりまして、総務部門、技術連携部門は全体を見ておりますが、材料技術部門、それから精密・電子技術部門、環境・情報技術部門、食品技術部門という4つに大きく分かれ、それぞれ別の庁舎、長野市内に2カ所、岡谷市と松本市に1カ所ずつの庁舎に分かれて研究を行っております。

25ページの農業試験場は、農業関係の試験場の取りまとめ、調整を行う役割のほかに、主な研究対象としては、水稻、稲ですね、麦などの研究を行っております。

27ページ、果樹試験場、リンゴなどの果樹の研究をしている試験場で、須坂市にございます。

29ページ、野菜花き試験場ですが、レタスなどの野菜と切り花などの花、花きですね、この研究をしております。塩尻市に主な試験場がございますほか、菌茸の関係を長野市の松代で、小諸にも支場があるという状況でございます。

31ページ、畜産試験場、牛・豚・鶏などの研究をしております。塩尻市にございます。

33ページが南信農業試験場で、こちらは下伊那郡の高森町にございまして、ナシ、柿などの研究をしております。果樹の関係の試験場の中でも、ナシの研究をするのは、北信のほうではなかなかできないということもございまして、南信に農業試験場を置いて研究をしているものでございます。

35ページ、水産試験場でございます。信州サーモンや信州大イワナといった魚の研究をしております。安曇野市に主な研究施設があるほか、木曾町、下諏訪町、佐久市にも支場、試験地を置いて研究を行っております。

37ページ、林業総合センターです。林業・木材の関係、あるいはキノコなどの特用林産物の研究を塩尻市で行っているものでございます。

時間の関係で詳しい説明は省略させていただきますが、それぞれの試験場、試験研究機関ごとの今年の主な研究テーマやこれまでの研究成果、あるいは他の試験場や他の大学などの試験研究機関との連携、共同研究の状況などについて、それぞれ整理をさせていただいておりますので、またごらんいただければありがたいと思います。

続きまして、資料4のほう、ご説明させていただきたいと思います。資料4-1でございます。こちらが、今回、諮問に当たりまして、県として、県自身の組織でもございますので、県として県の組織について、基本的な考え方、目指す組織はどんなものが適当だろうか。あるいは現地機関について、現状を評価するに当たって、どんな視点を持ち、どんな検討課題を設定していったらいいだろうかということで、県の内部で庁内的に検討させていただきまして、知事のもとで部局長全員が集まって決定をさせていただきました。検討に当たっての基本的な考え方、そして検討課題でございます。

まず基本的な考え方、目指す組織は、3点ございます。「しあわせ信州創造プラン」の推進、人口減少の抑制、人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた課題解決ができる、課題解決型の組織体制を目指そう。それから2番目といたしまして、77の市町村、

そして広い県土という本県の特徴を踏まえて、市町村支援を効果的に行うことができ、住民の利便性に配慮された組織を目指そう。そして、限られた財源の中で、必要な機能が発揮できるような効率的な組織体制を目指そうという3つの基本的な考え方を設定いたしました。

その上で、現状評価の視点と主な検討課題ということで整理をさせていただいております。まず地方事務所等の現地機関について、これが、先ほど申し上げましたように、ボリューム的にも一番大きく、今回、一番主要な検討課題になるところだということで思っておりますが、①から裏側の⑦まで、7つにまとめさせていただいております。

まず①、現地機関が自ら課題解決に取り組む上で、必要な機能が十分になっているかどうか、あるいは本庁とのつながりはどうだろうかということで、右側に行きまして、現地機関の権限の強化や、地域完結性の高い事業実施ができるような、そういう機能を持たせていくということを課題として設定させていただきました。

②は、3所、地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所、あるいはそれ以外の機関を含めてですが、地域の課題に対して、連携して総合力を発揮した対応ができているのだろうかという視点でございます。横断的な視点を持って総合的に対応できるような組織を目指していく、それが課題ではないだろうか。そういうことをしていくためには、現地機関に企画・調整機能を持たせる必要があるのではないかとということでございます。

③、市町村の規模、あるいは相互連携の状況が地域によって異なっている中で、市町村支援、どんなふうにしていくのがいいだろうかという視点でございます。市町村の連携の状況は、今、さまざまでございます。10の広域圏ごとに広域連合が置かれておりますが、広域連合ごとに、実際に行っている業務も違いますし、役割、位置づけもさまざまです。また、最近では、連携中枢都市圏というような考え方も出てきております。そういった状況を踏まえて、県が行う必要がある小規模市町村支援などについて、現地機関はどういった役割を果たしていくのがいいだろうかという課題でございます。

④は、現地機関の危機管理対応ということでございます。自然災害、緊急対応に当たりましては、専門性・機動性がある組織である必要があるかと思っております。また、それぞれの組織の間での情報共有や連携を図っていくことも必要でありまして、そういった対応ができるための現地機関の体制についてが課題であろうというものであります。

⑤、こちらは、今、10の地方事務所は、分量はさまざまですが、やることとしてはほぼ同一の事務を担っている状況です。効果・効率の観点から課題はないだろうかということでございます。検討課題のところにありますように、業務の種類によって異なる広域性・地域密着性といった観点もあるのではなかろうか。これ、さまざまな仕事によっては、今の10という区域の分け方で対応していくのが一番よいのだろうか、あるいは場合によってはもっと大きなくくりの中で対応していくほうが効果・効率がよいという、そういった性質を持った仕事もありはしないだろうかという検討課題でございます。

⑥、裏側へまいりまして、⑥は、事務所の管轄区域の問題でございます。地方事務所、

保健福祉事務所は、10の広域圏単位で10カ所置かれております。建設事務所は、広域圏と異なりまして、今、14の建設事務所が置かれている。1つの広域圏に2カ所あるいは3カ所の建設事務所があるという地域があるわけがございます。また、労政事務所や消費生活センターなどは、それぞれ県内を4カ所の事務所が分けて持っておりますので、1つの事務所が2つとか3つとかの広域圏を管轄しているという状況がございます。現地機関の種類によって、その管轄するエリアが異なっているということになっているわけですが、こうなっていることが、県民、市町村等との対応や県機関相互の連携を図る上で、仕事が進めやすい体制になっているかどうかという視点でございます。

⑦といたしまして、今まで述べました①から⑥に掲げた事項が適切に実施できる体制になっているかという視点を踏まえて、主な検討課題のところに記載させていただきましたように、他の都道府県において置かれている例がある総合的な行政組織（地域振興局など）も参考としながら、本県の現地機関の持つべき権限、守備範囲、責任などのあり方について、検討課題としていってはどうかということでございます。

次に試験研究機関につきましては、主な検討課題にありますように、行政課題との関係や地方創生に向けた産業振興への寄与、試験研究機関相互の横断的な連携といった課題を設定させていただいております。

共通事項といたしまして、職員が志と情熱を持って、高い専門性、そして効率的で質の高い行政サービスを提供できるような現地機関、そして現地機関を支援することができる本庁の組織・機能のあり方は、どういったものがあるだろうかという課題でございます。

資料4-2は、先ほど他県の総合的な現地機関ということを申し上げましたが、その状況を資料としてまとめさせていただきました。総合的な現地機関を設置している都道府県は、現在、20ございます。長野県の地方事務所も総合的な現地機関の一種でありまして、網かけのところに長野県の状況を記載させていただいております。

まず長野県のところを見ていただきますと、ずっと○がついているわけですが、×のところは3カ所ありまして、保健と福祉、ここは、長野県の場合には保健福祉事務所が担っております。土木、ここは建設事務所ということで、長野県の場合には、3所でこの機能を担っていると。

他県の状況を見ていただきますと、北海道や岩手県のように、全部○がついていて、1つの、総合振興局とか広域振興局といった総合的な現地機関が全てを担っているといった県もございまして、部分的に、長野県のように一部分を総合的な機関が担い、他の部分を専門的な機関が担うというような形になっている県もございまして。

例えば長野県の場合、地方事務所で行っている事務でも、税務のところは×がついている県が幾つかあるのがおわかりかと思っております。税の関係は、専門性も高く、また地域振興とつながりが比較的弱いというような点もありまして、税務の関係は独立した事務所になっているという県もございまして。

また、市町村合併が進展して市町村数が少なくなっているような県などでは、市町村の

行財政に関する仕事を、現地機関ではなく本庁で行っているといった県もある状況でございます。

20の県が総合的な現地機関を置いているということでございまして、逆に言いますと、残り27の都道府県では、それぞれの分野ごとの専門的な、縦割りといいますか、分野ごとに置かれた現地機関が県の仕事をしているという状況でございます。長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(樋口会長)

ありがとうございます。ただいまご説明のありました長野県の行政組織等の現状と課題についてですが、委員の皆様からご意見、ご質問等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(才川委員)

単純に、本当、質問なんですけれども、資料3のほうで、現地機関の内訳ということで7ページのほうからちょっとお聞きしたいんですが。現地機関の下の枠の中で、児童相談所という枠がありますよね。児童相談所の中で、全体の児童数は、私、ちょっと把握してないのでわからないんですが。全体の、地域政策課の中で見てきても、児童相談所の数が佐久は9というのが、今、佐久のほうでも新しい小学校もできたりしていて、児童数は増えているんじゃないかなと思う割には、この9という数が、中央や松本に比べてちょっと少ないんじゃないかなという気がするのの一つ。

もう1点ですけれども、資料3-5の12ページのほうですけれども、先ほどご説明もいただきましたが、長野県の職員数の推移というところで、ちょっと教育のことばかりなんです。教育部門のところ、子どもの数が減っているということで、平成5年度に比べると確かに87.8%ということで、子どもの数に合わせて減ってきているということですが。今後、人口の減少とか、先ほど知事のほうからもお話がありましたように、人材育成にはやっぱり力を入れていくという面では、子どもの数が減ったからといって、それに合わせてこの教育部門の部分がこれだけ大きく減ってくるというよりは、むしろ力を注いでいただくべきのところじゃないかなと思われましたので、数字だけではちょっとわからないんですけれども、こういったところも少しお聞きしたいなと思われました。

(樋口会長)

ありがとうございます、才川委員。それではお願いいたします。

(井出行政改革課長)

児童相談所の関係なんですけれども、中央児童相談所が長野市に置かれているわけですが、児童相談所の場合には、一番大きい事務所の管轄区域をなるべく広めにとって、

職員を集めて、専門性の高い児童相談所にするという考え方がございまして。普通だと長野に置かれた県の機関は、長野とその中野・飯山区域を所管しているんですが、児童相談所は、上田・小県の地域まで中央児童相談所、長野の所が所管をしております。佐久の児童相談所は、実は佐久地域だけを所管しているというような関係がありまして、管轄区域が狭いということもあってこういった人数になっているという事情がございます。

あと12ページ、資料3-5の関係で教育部門、こちらは児童・生徒数の減少というふうには先ほど簡単に申し上げましたけれども。実は、学校の統廃合の進み方にもよって、そのクラス数というのは大分変わってくるんですね。ですから、今後、学校の数がどのくらいの状況で推移していくかにもよって、この先生の数というのは変わってくるかと思えます。子どもの数が少なくなっても、学校の数が減らないと、1クラスの人数が少なくなっていくということが進んでいくんですが。それでも1クラスには担任の先生は必ず1人必要ですし、学校を維持していくためには、校長・教頭先生を初めとして一定数の職員の方は必要ですので、そこら辺の見通しにもよってくるかと思えますが。今の87.8%というのも、そういった学校が減りぐあいと学級の状況、そういったものを踏まえてこういった推移になっているという状況かと思えます。

(才川委員)

ありがとうございます。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。

(才川委員)

はい、ありがとうございます。

(樋口会長)

後のほうのお話は、若干、論点にも関係してくると思えますので、人材育成ですね、のあり方とか。それはまた改めて議論をしていただければと思えますが。ほかにご質問、はい、お願いいたします、中山委員さん。

(中山委員)

お願いいたします。私も関連で6ページの資料3-3、あるいは資料3-5もそうなんですが、この職員数、そもそものこの職員数というのは、言い方がいろいろ難しいんですが、正規職員のお話かどうか。これ、非正規の皆さんが、これ、カウントされているのかどうか。特に資料3-5の一般行政職が平成5年対比で75.5%まで落ちているということで、これはそれなりに大変なことだというふうには思っておりますけれども。逆にそれを

支える意味での非正規の職員の皆さんが、平成5年からはるかに大きくなって支えているという状況があるのではないか。逆に言うと、本庁と現地機関、現地機関というのは専門性が高いものですから、そういった常用代替と言うと失礼、語弊があるんですけども。正規の皆さんを非正規にこう変えるということは、これ、難しいからなかなかできないという現実があつて。先ほどのお話ですと、現地がはるかに多いんだというお話がございまして、本庁はそういう、ある意味ではかわってできる方々、かわってできる仕事というような、そんな意味合いもちょっとあるのかなということが若干感じたものですから、そこら辺がどういふふうになっているのかなということをちょっとお聞かせ願えればありがたいと思います。よろしくお願ひします。

(井出行政改革課長)

資料3-3、資料3-5、どちらもいわゆる正規職員の数でございまして、非正規の方の数は含まれておりません、この資料には。それで、非正規職員の状況については、近年、増えてきていることは確かだと思いますけれども、ちょっと、今、正確な数字が手元にございませぬので、また後ほど調べさせていただきたいと思ひます。

(樋口会長)

よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。はい、お願ひいたします。

(三木委員)

三木ですけど、質問になるのと意見と両方あるんですけど、今の正規・非正規というのは非常に大事だと思います。そして、私、市長になりまして感じましたのは、いわゆる正規で採用するにはいろいろな年齢制限とかあります。実際、そして働きたいという人がいた場合に、非正規であっても専門性を持っている人の意欲を買うということが、これからの人材の関係では非常に大事だと思ひています。ワークシェアリングという面からも、私は大事かなと思ひていますので、そういう観点も検討されるのがいいのではないかなと思ひます。

そして、そもそもなんですけれども、今回の目的は、職員数を削減するということが目的なのか、トータルとしての県民サービスの向上ということが目的なのか、まず先に職員数の削減がありきではないと思ひんですが。もうそろそろ、市町村でもそうなんです、限界に来ているような気がするんですね。

それともう一つ、4-1なんですけれども、ここに現状評価の視点と主な検討課題が書いてもらつてあつて、非常にわかりやすいんですけども。この検討課題の検証というのはどういふふうに関後やっつけられるかという質問なんですけれども。

それともう一つ、あわせてお話ししたいと思ひますが、2ページの共通事項なんですけれども。共通事項の中で、職員が意欲を持って働くためにどういふことをするかというこ

とがありますけれども。組織もちろん大事なんですけれども、組織とともに職員のモチベーションをいかに上げていくかということが、私は大事だと思います。その辺ももし何かあれば教えていただきたいと思います。

(樋口会長)

よろしくお願いします。

(井出行政改革課長)

まず、職員数を削減するために現地機関の見直しをするということではないということ、をまず申し上げておきたいと思います。これから人口減少は避けられないという状況の中でございます。財政的な制約もございますので、職員数を増やしていくというわけにはなかなかまいりませんけれども。今回の現地機関の見直しを通じて職員数を減らすことを目的にやるということではないということでございます。

それから課題の検証についてということで、資料4-1というところで課題を設定させていただきました。これにつきましては、またこちらからも現状についてさまざま資料等を出して説明をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども。委員の皆様にもそれぞれの立場で、県の組織、県の現地機関と接する中で、こういった課題について、どのように感じているのか、またご意見を出していただきながら、私どもとしても考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから共通事項のところ、職員のモチベーション、大事ではないかというご指摘がありました。大変ごもっとも、そのとおりのところでございます。一番最初に資料1-1で、長野県行政・財政改革方針ということで紹介させていただきました。時間の関係で説明をはしょってしまったわけなんですけれども。この2ページのところですね、さまざまな取組をしていくことを通じて、ビジョンのところにあるような、職員が高い志、仕事への情熱を持って活躍する県組織をつくっていききたいというふうに考えておまして。3ページ、行政経営システム改革の中で、風通しのよい職場づくりを初めとした組織風土の改革に取り組んでいこうということで、職員提案を積極的にしてもらおうとか、あるいは地域でさまざまに話し合いをしていくといった取組をしている、そんな状況でございます。

(樋口会長)

ありがとうございます。三木委員、よろしいでしょうか。

(三木委員)

いいですか、この3ページ、今の、最後に説明された3ページのいろいろの、マネジメントとか行政改革をされているんですが。私、一番大事なのは、現地機関の職員にとって、県民の声を直接聞くということだと思えるんですね。そこの部分がこの中で読み込めるかな

ということが疑問なんです。

先ほどの、知事もおっしゃった課題解決ということになると、まずは県民のいろいろな意見・提言を聞く中で、どういうふうにやっていくかということだと思えます。それは県民の言うことが全て正しいわけではないですけども、そこに課題があるというスタンスが私は大切ではないかなと思っております。

(井出行政改革課長)

大変、おっしゃるとおりでございます。この中でということでありまして、7ページの下の方、5、県民や地域の声の反映と情報共有というところで、この関係は記載をさせていただいておりますけれども、もし地域において県民の声の聞き方に不十分な点もあるということであれば、私どもとしてより一層取り組んでいく必要があるかと思っております。

(樋口会長)

ありがとうございます。具体的な議論を進める中で、また、三木委員のご指摘もまた踏まえて、具体的な形というものを考えていったらいいんじゃないかなというふうに思います。ほかにいかがでしょうか。

(中山委員)

もう一つだけよろしいでしょうか。

(樋口会長)

はい、お願いいたします。

(中山委員)

恐れ入ります。今、進めているこの会議体の行政機構審議会で進めていることと、片方で、人口定着・確かな暮らし実現会議で、地方創生で、少子高齢化の中でどうやって地方を活性化するかという問題が議論されていると。申し上げたいのは、その各、この行政機構審議会と人口定着・確かな暮らし実現会議との、このリンクと申しますか、そこをどうリンクさせていくかという。何か、ちょっと相反するということはないんでしょうけれども、そこら辺がこううまくリンクするといいなというのがありましてですね。

おっしゃるとおり、10の地方事務所の中で、縦割りではなくて連携できることは連携することによって人口定着につなげることができるんだということ、何かうまくこうリンクしていくと、より効果が、相乗効果が出るんじゃないかというふうに思えますけれども。今の考え方でいくと、それが何か縦割りの中で行くのかなというようなイメージもあるんですが。そこら辺はどのような形でお考えになっていらっしゃるのかというこ

となんですけれども。

(井出行政改革課長)

「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」というものを、今、検討しているわけですが。この総合戦略は、27年度中、今年度中に策定をしていきたいということで考えております。この審議会は、来年度にかけて、1年程度かけて検討していきたいというふうに思っておりますので、でき上がりました総合戦略を実現できるような組織になるように、この審議会ですべて最終的に組織の形について答申をいただければありがたいというふうに思っております。そのために総合戦略の検討状況、どういったものになったかといったことは、随時、報告をさせていただきたいと思っております。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。ほかの委員の方々、いかがでしょうか。お願いいたします。

(岡田委員)

私の立場では2点ほど、意見を申させていただきます。一点は地域性のこと、もう一点は業務内容のことです。ご承知のとおり、現在、地域ビジョンが課せられた問題ですが。現行の二次医療圏の問題から、将来の人口動態を考えると、今と全く変わった状態になると予想されます。そういう中で、先ほど課長様からお話がありました通り、業務の種類によって、今とは異なるエリア、広域等の地域を考えてもよろしいのではないか。そのような意見もありましたので、ぜひ、検討してほしいと思います。

それからもう一点、資料3-1ですが、業務のところ、健康福祉政策課では、保健福祉事務所がございまして、介護支援課は、外部出先機関がない。今、一番問題になっているのは、医療と介護の連携という問題が叫ばれております。例えば保健福祉事務所の中で業務がお話しできれば、非常にスムーズに行く場合もあります。あちこち担当のところへ話を持っていくことは、県民のサービスという面ではあまり好ましい状態ではないと思います。この2点を考えていただきたいと思います。

(樋口会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか、事務局のほうで。

(井出行政改革課長)

今、資料3-1の関係で、健康福祉政策課の現地機関として保健福祉事務所10カ所が該当するということで書いてございます。これ、資料の整理上、こういった場所に、健康福祉部の筆頭の主管課のところに記載をさせていただいたものでございますけれども。保健福祉事務所の業務は、保健所業務と、あと福祉に関する業務等、全体として含んでおりま

して、介護支援に関する業務も保健福祉事務所の中でも対応させていただいております。また、事務所の中でも、保健と福祉の連携をしっかりとやっていこうということで、事務所の運営をさせていただいております。

あと、戻りますが、二次医療圏の関係、確かに、今、10の地方事務所の単位と同じ単位で二次医療圏が設定されているわけですが、人口の大きさはさまざまございまして、いろいろな課題があるのかというふうに考えておりますので、またご意見等いただければありがたいと思います。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。ほかの委員の方、はい、お願いいたします。

(大槻委員)

大槻ですが、一つ、データがあれば教えてほしいと思って、今、質問させていただくんですが。知事の諮問書の中にもあるように、人口減少の抑制と人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化ということがあるんですが。やはり、これ、ちょっときつい言い方かもしれませんが、今、私も農協関係でもそうですが、なかなか結婚しない若者が増えているわけで、やっぱり人口減少、結婚しなければやっぱり子どもは増えないわけですので。もしそこら辺のところの調査なりした経過があり、またそのデータ等があれば、どこかの委員会のところでお示しをしていただきたいというように思いますので、これは要望ですが、ひとつ、ありましたらお願いしたいと思いますが。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。ではまた次の機会によろしく申し上げます。

(井出行政改革課長)

はい。

(樋口会長)

ほかの委員の方、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(伊藤委員)

先ほど地域性の問題が出ました。やはり長野県というと、まるで地域が違うわけございまして。私のところは、いつでも言っておるんですけども、広いのは広くて、その中に1市、飯田市、それと13の町村がいまだにあるということでございます。これは平成の大合併のときにも非常に話題になりましたけれども、なかなか減らないという地域性があるわけで。ということは、その人間性でなくて地域が非常に飛び飛び、林野率が86%とい

うことで、14%のところには16万人がばらばらと住んでおるということでございまして。先ほど建設事務所も人が多いじゃないか、それから林務課も人が非常に多いということでございますけれども。それだけの人員で、今、県は重点的にやっておっていただくわけでございます。

時間距離も大分縮まってまいりましたけれども、どうしても絶対的な距離というのは縮まらないわけで、私のところから来るにも、2時間半、ここまでかかります。なかなか。それからまた1時間、根羽まで行くとまだ40分ぐらいかかる、天龍村まで行くと30分ぐらいかかるというところの現状でございまして。そこに、14%の耕地と宅地がある中で、みんなが希望を持ちながら頑張っておるところでございまして。

一つ、画期的なことというのは、これ、リニアというような問題が出てまいりまして、今まで首都圏へ行くのに4時間15分、高速バスというので一生懸命飛んで行ってもそれぐらいかかったわけでございます。これが42～43分で行けるということの計画も進んでおるわけでございますし、具体化しておるわけでございますし、浜松、遠州地域におきましても、大体、三遠南信という高規格道路が、今、30%ぐらいできておりますけれども、これも具体化して力強く県を中心に進めておっていただいております。

そういうような形で、だんだんステージが変わりつつあるわけでございます。私たちの地域から見ると、県もいろいろ手厚い施策、それから方針を示しておっていただけて、それも非常に大事でございますけれども、私たちは、今、何としても早くやってほしいというのは、社会資本、さらに今のピッチも相当なスピードでございましてけれども、働けるステージを、ステージの場をつくっていただきたいというのが、各町村の共通の悩みでございます。何かしようと思っても、どうもステージがないということで、非常に悩んでおるわけでございます。そのことについても、積極的に県もやっておってくれるんですけども、あまりにも立地条件が悪過ぎて投資効率が悪いということは、私どももわかります。今まで頑張っておってやっていただけることについては感謝申し上げ、これからはまたひとつ、効率の悪いところでございますけれども、なお一層のお力添えをお願いすることが、あの地域の、まさに人口減少社会のモデルであり、少子化のモデルであるわけで、皆さんより先に先に進んでおる地域でございます。どういう格好になるかという見本になるような地域でございますけれども、ここをまず止めなければいけないということで。

私も、下條村でございますけれども、唱えておるだけではなしに、今まで一生懸命やって、女性生涯出生率も、2.04というのが5年間平均で続きました。今、だんだんと刀折れ矢尽きつつあるわけでございますけれども。ここで大いにまたステージがよくなれば、そのステージに向って頑張っていくつもりでございます。そういうことで、なかなか、これから少子化対策というのもなかなか難しい。実際やってみると、へら（舌）をかむほど頑張っても、なかなかこの流れは止まらないような気がするわけでございます。止まらないという前提で地域づくりは場がないわけでございます。地域の声を介して頑張っていく、そんな気持ちで出させていただきました。いろいろのまた施策をお聞きして、そん

なものを糧にまたいろいろな組み立てをしてみたいと思っておりますので、よろしく願
いします。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いいたします、才川委員。

(才川委員)

すみません、先ほどのものに少し戻ってしまうんですが、資料2のほうで、長野県行政
機構審議会の審議日程についてということで、今、皆さんのお話を聞いていて、この審議
会の日程と、県議会とか庁内の検討などの日程はありますが、審議会の出た結果によって、
もうそのまま組織改正に入っていくんですか。どんな、何か、審議会のその位置づけがち
よっとわからないんですが。やった審議の内容というものは、今までの皆さんの話の中で
出たような、県民の意見を聞くというような場ではないわけですか。この日程で行くと、
このまま審議会の結果が、もうそのまま組織の改正に移っていくということですか。

(樋口会長)

事務局のほうからお願いします。

(井出行政改革課長)

この審議会は、知事から諮問をさせていただいたということで、県として現地機関の見
直しをしたいという状況がある中で、各界の皆様、専門家の皆様は、県の組織についてど
ういうご意見をお持ちでしょうかということをお尋ねしているという状況でございます。
審議会で皆さんご議論いただく中で、こうしたらいいんじゃないかというような方針を出
していただきますれば、県としても、審議会の意見はこうなんだなということを受けとめ
て、県として最終的に決定をするというふうに考えております。

まず、28年度の審議会の答申というところの右側に、県のほうで「行政・財政改革推進
本部 見直し案決定」と書いてありますが。これが、この推進本部というのは、知事を本
部長といたしまして、県の部局長全員が集まってできている組織でありまして。審議会の
皆さんのご意見がこうだということであれば、では県としてはこういうふうにしましょ
うということをご意見をここで意思決定をして、それで条例改正等が必要であれば、議会に条例案を
出して、議決いただいた後、実施すると、そういう手順になるということでございますの
で。この審議会の結論が最終決定だということではないんですが、県としてご意見をお聞
きして、十分それを受けた形で決定をしていきたいというふうにご意見を伺っているところ
でございます。

(樋口会長)

よろしいですか。

(才川委員)

県民が知ることになるところでは、この条例の改正後ということですか。

(井出行政改革課長)

この審議会も公開の場で行われておりますし、本日もマスコミ各社の皆さんも出ていらっしゃいますし、私どもとしても、審議の経過、資料等は、県のホームページなどで公表させていただきますので、県民の皆さんは、今現在もどうということが議論されているかということは、知っていただける状態でございますし、広報していきたいというふうに思っております。したがって、議論の経過も広く県民の皆さん知った上で、さまざまなご意見が出てくるということが考えられます。例えば中間取りまとめですとか、答申をする前段で、広くパブリックコメントをして、県民の皆さんから意見を募集していくというような審議会の進め方も考えられるかというふうに思います。

(樋口会長)

山田委員、お願いします。

(山田委員)

山田でございます。お尋ねしたいんですが、昨年度は大変災害が多くて、県の職員の皆様、大変ご苦勞をいただきまして、大変ご苦勞さまでございました。これにつきましても、建設事務所とか、各地域の配置の人数が示されておりますけれども、先日もある町の方から、小さな町なんです、その町に技術者が非常に少ないといいますが、土木の関係の専門家がないので、非常に不便を来しているというような声もお聞きしてございまして。1点としましては、そういうところの県の支援みたいなのはどのようにされていて、このちょっと人数は、去年の災害等もありまして、これで足りているのか、足りないのかということ、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

それともう1点なんですけれども、ちょっとページを失念いたしましたけれども、現地の横の連携ということですが。私どもの団体で、昨年度、学校給食に地産地消、現地の、地元の食材をできるだけ使って、50%以上に上げようという、そういう農産物マーケティング室のほうの受託をいたしました。その様子を見ますと、現地で連携のできている、地方事務所を中心に農政部等の連携ができているところは、非常に高い率を上げて50%以上に上りましたけれども、全く現地で連携してないところは、30%台とか、非常に成果が上がらないということが、私どもの結果からそんなものが出てまいりまして。現地で、地方事務所がどういう働きをするかによって、その仕事の成果がいかにか上がるかということ、我々、身をもって体験いたしました。その辺について、どのように捉えられているのか、

見られているか、ちょっとその辺、おわかりになりましたらお聞かせいただきたいと思います。

(樋口会長)

お願いします。

(井出行政改革課長)

まず土木技術者の関係でございますけれども。実は、今現在、景気の状態もございまして、なかなか土木技術者、民間も県も不足しているというような実情でございます。実は、毎年、職員の採用をしていく中でも、土木関係の技術職員については、確保したいというふうに県として考えている数を、現実的には十分確保しきれていないというような状況でございます。志願者を増やす努力ももちろんしているわけですが、実情としてはそういうところがございまして。

市町村のほう、特に小規模の町村では、もともと土木を専門とした大学などを出ていらっしゃる職員の方がいらっしゃらないというところも数多くございまして、なかなか対応に苦慮されているという状況、あるというふうに考えております。それぞれの地域の建設事務所などで必要な技術的な協力をしながら、例えば橋の点検を、その市町村としてかけた橋、自分たちで管理している橋を点検しなければいけないというときに、技術がないということであれば、一緒に出ていって、こんなふうに見て、こういうところがあれば専門技術者に見てもらったほうが良いよというようなことを、その一緒に見る中で伝えていくというようなこともさせていただいておりますけれども。なかなかそれが全部できているかということになりますと、難しいところもあるかと思えます。

それから地産地消の連携というお話でございましたが、ちょっと実情、私のほうで今すぐよくわからないところもあるんですが。地方事務所の農政担当課、あるいは農業改良普及センターになるんでしょうか、そちらと教育関係のところとの連絡・連携がうまくいっている地域、いっていない地域があるという、そういうことでございまいしょうかね。

(山田委員)

これは例なんですけれども、全ての仕事が、やはりその連携をすることによって、大きな成果が上げられるのではないかなというふうに感じて、ちょっと現状をお聞かせいただきたいと思い、質問いたしました。

(井出行政改革課長)

逆に私どもにしてみますと、私どもなりに努力はしているつもりなんですけれども、十分でないという点もあろうかと思えます。それは、こういった点、まだまだだよということ、率直に教えていただければ、また、どんな対応をしていったらいいだろうかというこ

とで検討させていただきたいと思いますし、また、この審議会の中でも、こういった部門とこういった部門との連携が、あまり、今、よくないんじゃないかということであれば、それをよくしていくために、場合によっては組織の形を変えていったほうがいいのかもしいれないということも考えられるかと思しますので、どういう状況だということを含めて、教えていただければありがたいなというふうに思っております。

(山田委員)

ありがとうございました。

(樋口会長)

三木委員からも先ほどお話がありましたけど、モチベーションというか、連携についても、その組織をいかにうまく活用していくかというふうになると思います。またその辺もいろいろ議論をさせていただければと思います。はい、お願いします。

(伊藤委員)

この検討しておる中で、我々町村にも非常に責任があるのかなということを感じさせていただきました。念のためでございますけれども、地産地消の、今、お話も出ましたけど、これは各地方事務所を含めて、それぞれの地域が一生懸命、私たちの地域ではやっております。これ、非常に、最初なんかこんなことができるかなんて思ったんですけども、非常にうまくいっておる例でございます。

もう一つ、災害のお話もありました。去年、ちょうど私どもの小さな村でございますけれども、久しぶりに災害に見舞われました。そのときの対応ですけれども、建設事務所は建設事務所の中でうまく連携をとりながらやっておってくれますし、外郭団体として土木振興会とか土地改良連合会、これ、全県的なものでございますけど、この連携をうまくとっていただいて、それべくの技術者も送っていただき、それべくの対応もしていただきました。そういうことで、私は、この面は、そんなに俎上に上げてぐぐっと力を入れるということになしに、今の形をうまく整えておけばいいのかなと思っております。

それから県民の声をよく聞けということでございますけれども。なかなか、これ、話してみるとそのとおりでございますけれども。これは、やはり我々の責任として、いろいろの県民の皆さんの声を、最大公約数を県のほうへ、出先でも、本庁でも、常に届けておるわけでございますので、それもそんなに、それ以上、どうやって集約するんだという、この難しい問題もあります。

全て県がやるんだということになしに、我々も、このぐらいは町村でやれよというくらいな、たまにはそちら側のほうでハッパかけてくれるくらいな形でないと、全部を背負わせると、どっちも中途半端になって、我々も依存体質になってしまう。そしてまた、常に不満のかたまりで、まだやらないのか、まだやってくれんのかと、これは無駄なことでご

ざいまして。やっぱり自分で考え、自分で汗を出してやって、おい、これはどうしても道が開かないよというときは、正面切って、県、地方事務所をお願いするという、そういう時代が来ておるのかなと思いますが、生意気にいろいろそういうことを思っております。

(山田委員)

ありがとうございました。

(樋口会長)

ありがとうございます。

(三木委員)

よろしいですか、今の下條村長さんに関連して。私も全く同感なんですけど、一つは前段の、災害の場合には、実はその土木振興会というのがなくなってくる、なくなっている地域があるんですね。

(伊藤委員)

そうですか。

(三木委員)

それが、下伊那の場合にはすごく土木振興会がしっかりしていますから、昔から伝統がありますから、その辺があれだと思えます。ただ、我々市町村もそうなんですけど、県に何でもお願いするという姿勢は、もうこれからはやめるべきだと思います。

食育の問題は、実は、市町村なり誰かがきちっとどこかに行って、それを受けとめてさえくればいいんです。ところが、さっきも話したように、受けとめる人と受けとめない人がいるのが、県職員として、私は課題だと思っています。全ての人が悪いとか、いいとかじゃないんですよ。受けとめる体制がしっかりできているかという。

ここに書いてあります審議会だとか、いろいろなのでやっている人よりも、実はそうじゃない人の声が大事なんです。特に大事なのは、利害関係があるんじゃないかと、業界団体の人たちは、いろいろな気持ちがあるんですよ。ところが県に言っていくと、多分、業界団体とか各種団体そうなんですけど、県に言っていくと、何かまた言われるんじゃないかと思っちゃっているところが、私は問題だと思っています。だからそれを県で受けとめて、ああそういうことですかと、それで後で県のほうで、それはこういう理由でだめですよってはっきり断ればいいんですね。そういうような受けとめ方を、私は各種団体にしてもらえばいいと思うんですね、ということです。県民の意見というのは、私の意見はそういうことです。全部の意見を聞けということじゃありません。

(樋口会長)

ありがとうございます。はい、お願いいたします。

(大石委員)

今も皆さんたちのご意見を聞く中で、やっぱり地方創生、創生と言われて、それぞれの市町村にこれからどんどん権限が移譲されて、責任もきちんと持たなければいけないというふうになると思うんですけれども。まだまだ、県下もそうだと思うんですけれども、横並びで何かあちこちをちょっと静観の構えで見ている、何かあったら、よし、これに飛びつこうみたいな、そういうことを思っている市町村の方たちが結構いらっしゃると思うんですけれども。特にその小さい町村ですかね、独自性を打ち出せるところはいいと思うんですけれども、そうじゃないところの県の支援施策みたいなのが、きちんと行き届くような、この機構改革みたいになっていってもらったほうが、やっぱりいいと思うんですね。

今年度やっぱり、きちんと創生事業を打ち出さなくてはいけないという中で、もう、今、まさにどの市町村も、今、躍起になって委員会とかをやっている最中だと思うんですけれども。それで、要はお金をもらってくる。それを市町村の中でどうやって活用していくかというところが、今年度、来年度、スタートすると思うんですけれども。その事業に関して、やっぱり県の担当者、県の専門性を持っている方たちがきちんとアドバイスができるっていう。それプラス、できればお尻を叩いてほしいんですよ。どうしても市町村の職員って、全てが県のほうにお伺いを立てられます。末端の人間たちとか、末端の者たちがいろいろ聞いても、ではちょっと待ってくださいね、県に確認してみます、大概こうなんです。それではやっぱり独自性も何も出てこないっていうふうに常々思っております。そこら辺の、県の方たち、どうぞよろしくお願いしますということで。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。そろそろ時間が迫ってきていますが、はい、お願いします。

(織委員)

織です。冒頭、この審議会は、人員削減を目的とする検討会ではないというご発言があったんですが。私は、人口はもう客観的に減っていきますので、より少ない人口で、従前の県民の利便性、県民サービスの質を維持していくためには、やっぱり人が少なくなっても大丈夫のような機関にしておく必要があると思います。今日、ざっと資料を見させていただくと、本庁のほうは、本庁の業務のほうはかなり絞り込まれて人員も減ってきていますが、やっぱり現地機関の人員を、今後、減らしていただく必要があるのかなと。それは、人口が減っていきますのでね、そんなに潤沢な人の配置はできなくなると思うからです。

そうしますと、やっぱり地方事務所のボリュームが多いので、地方事務所の設置場所を減らしていただくか、あるいはこのうちの業務のうち、現地で必ずしも個別に対応する必要がないものは本庁で引き取るなりして、少し業務の見直しが必要ではないかと思えます。その際、他県の対応を見ますと、税務については、取り扱いがばらつきがあるようです。これ、税務を現地機関で取り扱うメリットと、あるいはこれを現地機関で取り扱わなくなった場合にどういう不便さがあるのか、今、わかる限度で大丈夫なのですが、ざっと教えていただけますでしょうか。

(井出行政改革課長)

税務の仕事にもさまざまなものがあるんですが、例えば家屋を新築したときに、評価をして不動産取得税を県としていただかないといけないわけなんですけれども。1軒1軒お訪ねをして家屋評価をいたします。そうしますと、評価できる体制をどこに置いておくかというようなときに、県庁1カ所ということになりますと、片道2時間半かけて飯田まで行って評価して帰ってくるというような体制になって、ちょっと現実的でないのかなと。あるいは、徴収の関係でも、さまざまな滞納案件に対応していかなければいけないというときに、その現場へ行って手続を行う場合もございます。そういったこともありますので、県庁1カ所で税務を対応するというのは、長野県のような広い県の場合には難しい。ただ、10カ所でやるのがいいのか、あるいは例えば4信で4カ所がいいのか、2カ所がいいのかというようなのは、その業務の内容に応じて考慮する余地があるのではなからうかというふうに思います。

(織委員)

ありがとうございました。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(中條委員)

中條ですけど、すみません、先に飛びますけれども、第2回目の審議会の内容ですけれども。この現地機関ともろもろのものがありますけれども、その内容については、出てくるのでしょうか。

(樋口会長)

お願いします。

(井出行政改革課長)

本日、委員の皆さんからいただいたご意見も踏まえて、2回目に必要な資料を、これから調整をして用意をさせていただこうと思っておりますので、逆に申し上げますと、こういった資料がほしいということであれば、ぜひ言っていただければありがたいと思います。

(樋口会長)

委員の皆様から何かございましたら、事務局のほうに、この審議時間は限られていますので、いろいろ資料の請求等していただければと思います。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

(三木委員)

資料の関係で、資料4-2の3ページの総合現地機関、全国で20団体やっているんですけど。もしやっていない団体の理由がわかればありがたいと思います。

(井出行政改革課長)

調べられるかどうか、検討します。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。そろそろ予定の時間が近づいてまいりました。もし特になければ、一応、本日、まだ1回目ですので、本日の審議はこれで終了させていただこうと思います。委員の皆様からお話がありましたが、まだいろいろ細かいところも含めてご質問等があるかと思いますが、それはまた事務局のほうにも連絡していただければと思います。本日は審議にいろいろご協力いただきまして、ありがとうございます。ではちょっとバトンを県のほうに移したいと思います。

4 その他

(事務局)

どうもありがとうございました。ここで、事務局から2点ほど連絡をさせていただければなと思います。まず、次回、先ほどもお話が出てまいりましたが、スケジュールでございますが、2回目の開催として、7月29日の水曜日、午前10時から、こちらの会場で開催したいと考えております。以前、ちょっと事務連絡もさせていただいているかと思うんですが、よろしく願いいたします。また、第3回目でございますが、また日程、それから場所、ご連絡させていただきたいと思います。

2点目でございますが、先ほどお話にもございましたが、ちょっと審議会の開催、数、限られてございます。今日の2時間という場で十分でないなという点多々あるかと思っておりますので、私ども、お邪魔させていただいて、お伺いする機会もこれから出てくるかと思

ます。また、私、今までメール等でご連絡させていただいているんですが、何なりとお気づきの点、メールの活用もごございますし、連絡してお申し付けいただければなと思ってございます。よろしく、その点、お願いいたします。

5 閉 会

(事務局)

それでは、以上をもちまして、第1回の審議会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。